

四半期報告書

(第6期第3四半期)

自 平成22年9月1日
至 平成22年11月30日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

第6期第3四半期（自平成22年9月1日 至平成22年11月30日）

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成23年1月13日に提出したデータに目次及び頁を付して作成したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

目 次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	8
第4 提出会社の状況	9
1 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) ライツプランの内容	20
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	20
2 株価の推移	21
3 役員の状況	21
第5 経理の状況	22
1 四半期連結財務諸表	23
(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27
2 その他	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報	39
 [四半期レビュー報告書]	 41

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年1月13日
【四半期会計期間】	第6期第3四半期（自平成22年9月1日 至平成22年11月30日）
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第3四半期 連結累計期間	第6期 第3四半期 連結累計期間	第5期 第3四半期 連結会計期間	第6期 第3四半期 連結会計期間	第5期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成21年 9月1日 至平成21年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成21年 3月1日 至平成22年 2月28日
営業収益 (百万円)	3,816,181	3,825,557	1,269,776	1,266,384	5,111,297
経常利益 (百万円)	170,446	176,188	51,981	56,777	226,950
四半期(当期)純利益(百万円)	69,348	90,220	25,660	27,792	44,875
純資産額 (百万円)	—	—	1,807,751	1,763,221	1,793,940
総資産額 (百万円)	—	—	3,610,637	3,672,103	3,673,605
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,923.99	1,910.58	1,905.97
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	76.76	101.56	28.40	31.11	49.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	76.74	101.52	28.39	31.10	49.66
自己資本比率 (%)	—	—	48.1	46.0	46.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	210,322	230,975	—	—	322,202
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△98,746	△238,816	—	—	△115,158
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△128,812	△38,291	—	—	△156,708
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	—	—	647,427	668,742	717,320
従業員数 (名)	—	—	54,034	51,674	52,814

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社の異動につきましては、「第1 企業の概況 3. 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
(連結子会社) 株式会社セブンファーム つくば	茨城県 筑西市	1	スーパーストア 事業	85.0 (85.0)	—	—	—
株式会社セブンファーム 三浦	神奈川県 横須賀市	1	スーパーストア 事業	85.0 (85.0)	—	—	—
(持分法適用関連会社) 株式会社セブンファーム 深谷	埼玉県 深谷市	1	スーパーストア 事業	25.0 (25.0)	—	—	—

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の（内書）は間接所有であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数（名）	51,674 [83,760]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数（名）	388 [18]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況
該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当第3四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	308,025	97.4
スーパーストア事業	359,786	101.8
百貨店事業	168,822	100.0
フードサービス事業	6,223	93.7
金融関連事業	1,249	68.3
その他の事業	3,377	93.5
計	847,485	99.6

(注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当第3四半期連結会計期間における売上実績（営業収益のうちの売上高）を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	405,681	96.8
スーパーストア事業	470,918	99.6
百貨店事業	214,085	100.3
フードサービス事業	18,574	95.4
金融関連事業	1,655	87.5
その他の事業	4,613	95.9
計	1,115,529	98.6

(注) 1 当社の連結子会社であります株式会社セブンーイレブン・ジャパンのチェーン全店売上高は、749,179百万円です。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、このうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高（チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額）を加えた場合、上表合計金額は、1,837,705百万円になります。

2 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態および経営成績及びキャッシュ・フローの分析・検討内容は、原則として四半期連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、第3四半期報告書提出日において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における国内の小売業を取り巻く環境は、企業収益の改善傾向を受けて個人消費に一部持ち直しの動きが見られたものの、頻度品を中心とした物価の緩やかな下落が続くなど、依然として弱含みのまま推移いたしました。

このような環境の中、当第3四半期連結会計期間における営業収益は、北米のコンビニエンスストア事業の売上がドルベースでは伸長したものの、為替の円高影響により1,266,384百万円（前年同期比99.7%）となりました。営業利益は、スーパーストア事業が減益となったものの、国内コンビニエンスストア事業の増益により56,419百万円（前年同期比107.4%）となりました。また、経常利益は、56,777百万円（前年同期比109.2%）、四半期純利益は、特別利益の増加により27,792百万円（前年同期比108.3%）となりました。

当第3四半期連結会計期間の事業の種類別セグメントの営業概況は以下のとおりであります。

① コンビニエンスストア事業

国内におきましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが平成22年11月末時点で38都道府県において12,985店舗（前連結会計年度末比232店舗増）を展開しております。販売面では、高齢化や働く女性の増加といった社会の変化に対応した「近くて便利なお店」の実現に向けて、質の高いファスト・フード商品の開発に引き続き注力するとともに、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」を中心とした頻度品の品揃えを強化いたしました。平成22年10月のタバコ増税に伴う売上の変動は大きかったものの、ファスト・フード商品を中心としたデイリー品の継続的な売上改善により、既存店売上高伸び率は前年を上回って推移いたしました。なお、自営店と加盟店の売上を合計した国内チェーン全店売上高は749,179百万円（前年同期比108.0%）となりました。

北米におきましては、7-Eleven, Inc. が平成22年9月末時点でフランチャイズ店の4,885店舗（前連結会計年度末比236店舗増）を含む6,505店舗（同116店舗増）を展開しております。ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発及び販売に引き続き注力したことにより、ドルベースの米国既存店商品売上高伸び率は前年を上回りましたが、円高の影響により、371,915百万円（前年同期比97.5%）となりました。

中国におきましては、セブン-イレブン北京有限会社が平成22年9月末時点で91店舗（前連結会計年度末比1店舗減）を展開しており、89店舗は北京市内にて、2店舗は天津市内にてそれぞれ運営しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のコンビニエンスストア事業における営業収益は523,607百万円（前年同期比99.9%）、営業利益は54,140百万円（前年同期比112.5%）となりました。

② スーパーストア事業

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が平成22年11月末時点で171店舗（前連結会計年度末比3店舗減）を運営しております。衣料品分野では、機能性肌着等のオリジナル商品の開発・販売を強化するとともに、婦人衣料の新しいブランドを立ち上げました。また販売面では、食品を中心とした頻度品におきまして値頃感のある品揃えを強化したことに加え、カード会員様向けのセールを強化いたしました。しかしながら、消費者の節約志向が依然として強いことに加え、残暑の影響などから特に衣料品の売上が弱含みで推移したことにより、既存店売上高伸び率は前年割れとなりました。

国内の食品スーパーにおきましては、平成22年11月末時点で株式会社ヨークベニマルが東北地方を中心に169店舗（前連結会計年度末比5店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に65店舗（同3店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルでは「セブンプレミアム」の積極的な販売を継続するとともに、売場におけるメニュー提案を強化したものの、東北地方を中心とした経済環境の影響などから、売上は厳しいまま推移いたしました。

中国におきましては、平成22年9月末時点で北京市に総合スーパー8店舗（前連結会計年度末比1店舗減）と食品スーパー1店舗、四川省成都市に総合スーパー4店舗をそれぞれ展開しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のスーパーストア事業における営業収益は479,955百万円（前年同期比99.6%）、2,083百万円の営業損失となりました。

③ 百貨店事業

百貨店事業におきましては、基幹店舗を中心とした店舗改装による売場の活性化と営業力の強化を図るとともに、カード会員様向けの販売促進を積極的に実施いたしました。最大の基幹店舗である西武池袋本店は平成19年から3年に亘って進めてきた改装を完了し、平成22年9月にグランドオープンいたしました。残暑の影響などから衣料品の売上が苦戦したものの、西武池袋本店の改装効果もあり、既存店売上高伸び率は前年を上回りました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の百貨店事業における営業収益は217,693百万円（前年同期比100.4%）、1,069百万円の営業損失となりました。

④ フードサービス事業

フードサービス事業におきましては、収益性の改善に向けた経費削減を進める中、レストラン事業部門におきまして不採算店舗を中心に11店舗の閉鎖を実施いたしました。夏場の天候が良好に推移したことに加え、主力アイテムのメニュー強化による既存店舗の活性化や販売促進の強化が奏功し、既存店売上高伸び率は前年を上回りました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のフードサービス事業における営業収益は18,941百万円（前年同期比95.6%）、613百万円の営業損失となりました。

⑤ 金融関連事業

株式会社セブン銀行におきましては、平成22年11月末時点のATM設置台数が15,059台（前連結会計年度末比489台増）まで拡大いたしました。主に法改正に伴う貸金業提携先のキャッシング取引件数の減少により、当第3四半期連結累計期間中の1日1台当たり平均利用件数につきましては114.2件（前年同期比0.2件減）となりました。一方、「nanaco（ナナコ）」の発行総件数は株式会社セブン－イレブン・ジャパンにおけるキャンペーンが奏功したことなどにより、約1,239万件（前連結会計年度末比約259万件増）と伸びました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の金融関連事業における営業収益は26,677百万円（前年同期比95.2%）、営業利益は7,007百万円（前年同期比86.0%）となりました。

⑥ その他の事業

当第3四半期連結会計期間のその他の事業における営業収益は9,321百万円（前年同期比111.7%）、881百万円の営業損失となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

当第3四半期連結会計期間におきましては、総合スーパーおよび百貨店において残暑の影響などから衣料品の売上が伸び悩んだ一方、株式会社セブン－イレブン・ジャパンにおいては当年10月のタバコ増税に伴う売上の変動が大きかったものの、ファスト・フード商品を中心としてデイリー品の売上が改善された結果、営業収益は866,154百万円（前年同期比100.5%）、営業利益は45,514百万円（前年同期比112.9%）となりました。

② 北米

当第3四半期連結会計期間におきましては、7-Eleven, Inc. においてファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力した結果、売上は堅調に推移いたしました。円高の影響もあり、営業収益は382,013百万円（前年同期比97.8%）、営業利益は10,729百万円（前年同期比90.6%）となりました。

③ その他の地域

当第3四半期連結会計期間におきましては、営業収益は成都市の総合スーパーを中心に19,157百万円（前年同期比106.0%）と好調に推移いたしました。新規出店による費用増などがあり、営業利益は187百万円（前年同期比56.2%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ200,011百万円減少し668,742百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動に使用した資金は28,505百万円（前年同期比779.8%）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が7,138百万円増加したものの、銀行業におけるコールローンの純増額が20,000百万円増加したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、147,834百万円（前年同期は15,134百万円の収入）となりました。これは、投資有価証券の取得による支出が32,991百万円減少した一方、西武池袋本店などの有形固定資産の取得による支出が92,882百万円増加したこと、および借地権などの無形固定資産の取得による支出が58,517百万円増加したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、22,670百万円（前年同期比27.9%）となりました。これは、主に株式会社イトーヨーカ堂における社債の償還による支出が50,165百万円減少したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントが以下の設備を取得いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメン トの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)	
				有形固定資産			無形固定資産				合計
				建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品、その 他	土地 (面積㎡)	借地権	ソフト ウェア			
株式会社セ ブン&ア イ・アセッ トマネジメ ント	西武池袋 本店 (東京都豊 島区南池 袋)	その他 の事業	店舗	18,777	2	46,701 (6,523)	57,925	—	123,407	—	

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等の完了は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
株式会社セブン- イレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンス ストア事業	店舗新設・改装、 ソフトウェア等	10,327	平成22年9月 ～平成22年11月
7-Eleven, Inc.	米国テキサス州	コンビニエンス ストア事業	店舗新設・改装、 ソフトウェア等	15,279	平成22年7月 ～平成22年9月
株式会社 イトーヨーカ堂	アリオ橋本店 神奈川県相模原 市	スーパーストア 事業	店舗新設	35,568	平成22年9月
株式会社 イトーヨーカ堂	曳舟店 東京都墨田区京 島	スーパーストア 事業	店舗新設	16,478	平成22年11月
株式会社 イトーヨーカ堂	食品館小豆沢店 東京都板橋区小 豆沢	スーパーストア 事業	店舗新設	811	平成22年11月
株式会社 ヨークベニマル	福島県他	スーパーストア 事業	店舗新設・改装等	1,520	平成22年9月 ～平成22年11月
株式会社セブン&ア イ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス 事業	店舗新設・改装等	155	平成22年9月 ～平成22年11月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	A T M等	2,380	平成22年9月 ～平成22年11月

なお、当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	15,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月1日 至 平成40年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,070 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数（個）	783
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	78,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成50年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,113 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数（個）	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成41年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,045 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。
- 対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (1) に記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記 (1) の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記 (1) の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社でなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社でなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 (6) の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第 3 回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第3回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数（個）	1,201
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	120,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成51年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,111 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社でなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社でなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
 新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
 なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第4回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数（個）	211
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	21,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月28日 至 平成42年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,850 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社でなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
 - (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
 新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
 なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第5回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の定時株主総会および平成22年6月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数（個）	1,138
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	113,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月28日 至 平成52年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,689 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社でなくなった場合(組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
 - (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第6回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日	—	886,441	—	50,000	—	875,496

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,954,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 882,732,600	8,827,326	—
単元未満株式	普通株式 754,683	—	—
発行済株式総数	886,441,983	—	—
総株主の議決権	—	8,827,326	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株含まれております。
なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己株式) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,954,700	—	2,954,700	0.33
計	—	2,954,700	—	2,954,700	0.33

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	2,272	2,468	2,375	2,240	2,109	2,117	2,028	2,064	2,160
最低（円）	1,933	2,265	2,049	1,998	1,965	1,909	1,911	1,869	1,848

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	557,347	691,633
受取手形及び売掛金	150,794	119,627
営業貸付金	64,906	68,243
有価証券	137,034	55,025
商品及び製品	171,978	158,889
仕掛品	112	16
原材料及び貯蔵品	2,775	2,489
前払費用	35,530	31,606
繰延税金資産	34,438	28,360
その他	229,045	308,716
貸倒引当金	△4,598	△4,421
流動資産合計	1,379,366	1,460,186
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	523,251	485,081
工具、器具及び備品（純額）	125,327	133,215
土地	567,504	520,320
リース資産（純額）	12,723	4,485
建設仮勘定	33,418	52,495
その他（純額）	483	110
有形固定資産合計	* 1,262,709	* 1,195,709
無形固定資産		
のれん	178,047	197,126
ソフトウェア	35,424	34,767
その他	119,599	65,638
無形固定資産合計	333,072	297,531
投資その他の資産		
投資有価証券	158,691	168,850
長期貸付金	19,227	19,657
前払年金費用	10,508	12,149
差入保証金	429,389	438,028
建設協力金	8,922	15,507
繰延税金資産	25,887	26,134
その他	51,158	46,693
貸倒引当金	△6,906	△6,903
投資その他の資産合計	696,878	720,118
固定資産合計	2,292,659	2,213,359
繰延資産		
創立費	76	58
繰延資産合計	76	58
資産合計	3,672,103	3,673,605

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	340,075	292,628
短期借入金	133,400	151,200
1年内返済予定の長期借入金	150,075	79,155
1年内償還予定の社債	100	20,385
未払法人税等	30,186	42,255
未払費用	99,294	76,692
預り金	118,527	173,937
販売促進引当金	15,985	13,134
賞与引当金	4,144	14,377
役員賞与引当金	184	269
商品券回収損引当金	2,955	4,058
銀行業における預金	205,694	185,745
その他	181,717	209,531
流動負債合計	1,282,340	1,263,370
固定負債		
社債	299,971	190,068
長期借入金	157,112	244,470
コマーシャル・ペーパー	10,620	16,208
繰延税金負債	35,747	38,343
退職給付引当金	3,493	3,493
役員退職慰労引当金	2,277	2,490
長期預り金	56,689	55,827
その他	60,630	65,391
固定負債合計	626,541	616,293
負債合計	1,908,882	1,879,664
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	526,899	576,072
利益剰余金	1,212,497	1,172,263
自己株式	△7,312	△9,270
株主資本合計	1,782,084	1,789,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,522	3,227
繰延ヘッジ損益	△337	△549
為替換算調整勘定	△97,336	△69,776
評価・換算差額等合計	△94,151	△67,097
新株予約権	981	721
少数株主持分	74,306	71,251
純資産合計	1,763,221	1,793,940
負債純資産合計	3,672,103	3,673,605

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
営業収益	3,816,181	3,825,557
売上高	3,392,149	3,379,155
売上原価	2,494,165	2,508,928
売上総利益	897,983	870,227
その他の営業収入	*1 424,032	*1 446,402
営業総利益	1,322,016	1,316,629
販売費及び一般管理費	*2 1,151,363	*2 1,140,877
営業利益	170,653	175,752
営業外収益		
受取利息	4,071	3,932
持分法による投資利益	1,108	1,405
その他	3,308	3,216
営業外収益合計	8,488	8,554
営業外費用		
支払利息	4,892	3,908
社債利息	1,737	1,789
その他	2,064	2,419
営業外費用合計	8,694	8,117
経常利益	170,446	176,188
特別利益		
固定資産売却益	485	414
投資有価証券売却益	523	140
受贈益	—	7,000
匿名組合清算益	—	8,305
地区再開発事業補助金収入	—	3,590
その他	947	1,209
特別利益合計	1,957	20,660
特別損失		
固定資産廃棄損	3,969	5,215
減損損失	12,661	14,296
その他	6,495	8,081
特別損失合計	23,126	27,594
税金等調整前四半期純利益	149,277	169,253
法人税、住民税及び事業税	75,532	77,027
法人税等調整額	△5,782	△4,979
法人税等合計	69,749	72,048
少数株主利益	10,179	6,985
四半期純利益	69,348	90,220

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
営業収益	1,269,776	1,266,384
売上高	1,131,625	1,115,529
売上原価	831,951	823,890
売上総利益	299,674	291,639
その他の営業収入	*1 138,150	*1 150,854
営業総利益	437,825	442,493
販売費及び一般管理費	*2 385,310	*2 386,074
営業利益	52,514	56,419
営業外収益		
受取利息	1,343	1,344
持分法による投資利益	446	652
その他	787	656
営業外収益合計	2,578	2,654
営業外費用		
支払利息	1,641	1,286
社債利息	527	709
その他	941	299
営業外費用合計	3,110	2,296
経常利益	51,981	56,777
特別利益		
固定資産売却益	120	173
匿名組合清算益	—	8,305
地区再開発事業補助金収入	—	3,590
その他	222	49
特別利益合計	342	12,119
特別損失		
固定資産廃棄損	1,578	1,603
減損損失	3,562	9,961
その他	327	3,337
特別損失合計	5,468	14,902
税金等調整前四半期純利益	46,855	53,994
法人税、住民税及び事業税	22,555	23,575
法人税等調整額	△4,276	674
法人税等合計	18,279	24,249
少数株主利益	2,916	1,952
四半期純利益	25,660	27,792

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	149,277	169,253
減価償却費	98,276	97,588
減損損失	12,661	14,296
受取利息	△4,071	△3,932
支払利息及び社債利息	6,630	5,698
持分法による投資損益 (△は益)	△1,108	△1,405
固定資産売却益	△485	△414
固定資産廃棄損	3,969	5,215
匿名組合清算益	—	△8,305
地区再開発事業補助金収入	—	△3,590
売上債権の増減額 (△は増加)	△29,149	△32,477
営業貸付金の増減額 (△は増加)	5,361	3,336
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,482	△16,922
仕入債務の増減額 (△は減少)	33,372	51,336
預り金の増減額 (△は減少)	5,723	△19,241
銀行業における借入金純増減 (△は減少)	△26,000	△10,700
銀行業における社債純増減 (△は減少)	30,000	—
銀行業における預金純増減 (△は減少)	8,141	19,948
銀行業におけるコールローンの純増減 (△は増加)	△30,000	△24,000
銀行業におけるコールマネーの純増減 (△は減少)	△11,500	△51,600
ATM未決済資金の純増減 (△は増加)	39,358	71,068
その他	38,691	43,306
小計	321,665	308,460
利息及び配当金の受取額	3,761	2,485
利息の支払額	△6,907	△5,805
法人税等の支払額	△108,197	△74,165
営業活動によるキャッシュ・フロー	210,322	230,975
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△112,594	△199,139
有形固定資産の売却による収入	41,175	2,890
無形固定資産の取得による支出	△9,073	△70,225
投資有価証券の取得による支出	△214,617	△194,141
投資有価証券の売却による収入	189,362	204,542
貸付けによる支出	△6,187	△401
貸付金の回収による収入	577	1,095
差入保証金の差入による支出	△22,731	△20,182
差入保証金の回収による収入	21,949	30,297
預り保証金の受入による収入	2,094	4,957
預り保証金の返還による支出	△4,366	△3,538

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
子会社の自己株式の取得による支出	—	△772
匿名組合清算による収入	—	8,305
地区再開発事業補助金による収入	—	1,045
定期預金の預入による支出	—	△5,066
譲渡性預金の預入による支出	—	△45,000
定期預金の払戻による収入	—	12,698
譲渡性預金の払戻による収入	—	40,000
その他	15,664	△6,180
投資活動によるキャッシュ・フロー	△98,746	△238,816
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△8,700	△6,100
長期借入れによる収入	35,000	28,844
長期借入金の返済による支出	△47,851	△46,422
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	203,451	276,762
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△204,697	△278,819
社債の発行による収入	—	109,624
社債の償還による支出	△50,592	△20,385
自己株式の取得による支出	—	△47,284
配当金の支払額	△51,121	△49,745
少数株主への配当金の支払額	△2,091	△2,123
その他	△2,210	△2,643
財務活動によるキャッシュ・フロー	△128,812	△38,291
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,742	△2,445
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△15,495	△48,577
現金及び現金同等物の期首残高	663,483	717,320
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△560	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 647,427	※ 668,742

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間においてCalifornia S.S.P.C. Inc.を清算したため、連結の範囲から除外しております。また、第2四半期連結会計期間より、株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントおよび株式会社セブンファーム、当第3四半期連結会計期間より株式会社セブンファームつくばおよび株式会社セブンファーム三浦は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 84社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、タワーレコード株式会社は新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。第2四半期連結会計期間より、株式会社リンクステーションは新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。また、当第3四半期連結会計期間より、株式会社セブンファーム深谷は新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 18社</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	
1 投資活動によるキャッシュ・フローの「定期預金の預入による支出」、「譲渡性預金の預入による支出」、「定期預金の払戻による収入」および「譲渡性預金の払戻による収入」は前第3四半期連結累計期間において「その他」に含めて表示していましたが、重要性が増しているため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「定期預金の預入による支出」、「譲渡性預金の預入による支出」、「定期預金の払戻による収入」および「譲渡性預金の払戻による収入」はそれぞれ△26,812百万円、△55,000百万円、16,669百万円および87,000百万円であります。	
2 財務活動によるキャッシュ・フローの「自己株式の取得による支出」は前第3四半期連結累計期間において「その他」に含めて表示していましたが、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「自己株式の取得による支出」は△15百万円であります。	

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,226,350百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,203,470百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)																								
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入306,249百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は2,020,017百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>77,951百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>304,859百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,831百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>13,957百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>192,005百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>93,883百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	77,951百万円	従業員給与・賞与	304,859百万円	賞与引当金繰入額	4,831百万円	退職給付費用	13,957百万円	地代家賃	192,005百万円	減価償却費	93,883百万円	<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入331,285百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は2,132,944百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>78,141百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>292,674百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,104百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>12,566百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>195,980百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>93,313百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	78,141百万円	従業員給与・賞与	292,674百万円	賞与引当金繰入額	4,104百万円	退職給付費用	12,566百万円	地代家賃	195,980百万円	減価償却費	93,313百万円
宣伝装飾費	77,951百万円																								
従業員給与・賞与	304,859百万円																								
賞与引当金繰入額	4,831百万円																								
退職給付費用	13,957百万円																								
地代家賃	192,005百万円																								
減価償却費	93,883百万円																								
宣伝装飾費	78,141百万円																								
従業員給与・賞与	292,674百万円																								
賞与引当金繰入額	4,104百万円																								
退職給付費用	12,566百万円																								
地代家賃	195,980百万円																								
減価償却費	93,313百万円																								

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)																								
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入100,520百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は662,781百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>28,539百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>96,147百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,831百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>4,525百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>63,902百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>31,847百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	28,539百万円	従業員給与・賞与	96,147百万円	賞与引当金繰入額	4,831百万円	退職給付費用	4,525百万円	地代家賃	63,902百万円	減価償却費	31,847百万円	<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入112,613百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は722,176百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>28,233百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>93,644百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,104百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>4,145百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>64,349百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>32,538百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	28,233百万円	従業員給与・賞与	93,644百万円	賞与引当金繰入額	4,104百万円	退職給付費用	4,145百万円	地代家賃	64,349百万円	減価償却費	32,538百万円
宣伝装飾費	28,539百万円																								
従業員給与・賞与	96,147百万円																								
賞与引当金繰入額	4,831百万円																								
退職給付費用	4,525百万円																								
地代家賃	63,902百万円																								
減価償却費	31,847百万円																								
宣伝装飾費	28,233百万円																								
従業員給与・賞与	93,644百万円																								
賞与引当金繰入額	4,104百万円																								
退職給付費用	4,145百万円																								
地代家賃	64,349百万円																								
減価償却費	32,538百万円																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日現在) (百万円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在) (百万円)
現金及び預金 598,541	現金及び預金 557,347
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 109,000	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 137,000
預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金 $\Delta 60,114$	預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金 $\Delta 25,605$
現金及び現金同等物 647,427	現金及び現金同等物 668,742

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 886,441千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,975千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 826百万円

連結子会社 154百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月27日 定時株主総会	普通株式	25,297	28	平成22年2月28日	平成22年5月28日	利益剰余金
平成22年10月7日 取締役会	普通株式	24,737	28	平成22年8月31日	平成22年11月12日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）

	コンビニエ ンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	524,031	480,548	216,631	19,555	22,747	6,262	1,269,776	—	1,269,776
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	170	1,150	141	265	5,278	2,082	9,088	(9,088)	—
計	524,202	481,698	216,772	19,820	28,025	8,344	1,278,864	(9,088)	1,269,776
営業利益又は 営業損失 (△)	48,119	705	△3,374	△1,357	8,152	291	52,536	(22)	52,514

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	コンビニエ ンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	523,478	477,554	217,256	18,697	23,150	6,245	1,266,384	—	1,266,384
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	128	2,401	436	243	3,527	3,075	9,813	(9,813)	—
計	523,607	479,955	217,693	18,941	26,677	9,321	1,276,197	(9,813)	1,266,384
営業利益又は 営業損失 (△)	54,140	△2,083	△1,069	△613	7,007	△881	56,499	(80)	56,419

前第3四半期連結累計期間（自平成21年3月1日至平成21年11月30日）

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	1,491,898	1,497,727	669,690	65,046	72,723	19,094	3,816,181	—	3,816,181
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	505	2,877	193	777	11,518	6,262	22,135	(22,135)	—
計	1,492,403	1,500,605	669,884	65,823	84,241	25,357	3,838,316	(22,135)	3,816,181
営業利益又は 営業損失(△)	147,110	3,394	△2,243	△2,046	23,762	956	170,934	(281)	170,653

当第3四半期連結累計期間（自平成22年3月1日至平成22年11月30日）

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	1,555,218	1,460,974	660,183	59,877	70,986	18,317	3,825,557	—	3,825,557
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	417	6,274	710	724	10,406	7,200	25,732	(25,732)	—
計	1,555,636	1,467,248	660,893	60,602	81,392	25,517	3,851,290	(25,732)	3,825,557
営業利益又は 営業損失(△)	156,645	1,370	△2,120	△313	22,113	△1,348	176,346	(594)	175,752

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスおよび販売形態により区分しております。

2 各事業区分の主な内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) コンビニエンスストア事業 | セブン-イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア |
| (2) スーパーストア事業 | 総合スーパー、食品スーパー、専門店等 |
| (3) 百貨店事業 | 株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業 |
| (4) フードサービス事業 | レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業 |
| (5) 金融関連事業 | 銀行、クレジットカード、リース等 |
| (6) その他の事業 | IT事業、サービス等 |

3 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、「コンビニエンスストア」の当第3四半期連結累計期間の営業利益は5,578百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	861,839	389,871	18,065	1,269,776	—	1,269,776
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	84	754	—	838	(838)	—
計	861,923	390,625	18,065	1,270,614	(838)	1,269,776
営業利益	40,320	11,845	333	52,499	14	52,514

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	866,037	381,189	19,157	1,266,384	—	1,266,384
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	117	823	—	941	(941)	—
計	866,154	382,013	19,157	1,267,325	(941)	1,266,384
営業利益	45,514	10,729	187	56,431	(12)	56,419

前第3四半期連結累計期間（自平成21年3月1日至平成21年11月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	2,679,200	1,079,274	57,707	3,816,181	—	3,816,181
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	271	2,161	—	2,432	(2,432)	—
計	2,679,471	1,081,435	57,707	3,818,614	(2,432)	3,816,181
営業利益	144,813	23,839	1,953	170,606	46	170,653

当第3四半期連結累計期間（自平成22年3月1日至平成22年11月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	2,629,444	1,132,234	63,879	3,825,557	—	3,825,557
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	322	2,196	—	2,518	(2,518)	—
計	2,629,766	1,134,430	63,879	3,828,076	(2,518)	3,825,557
営業利益	151,219	23,146	1,364	175,731	20	175,752

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「北米」の当第3四半期連結累計期間の営業利益は5,578百万円減少しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	389,871	18,065	407,936
II 連結営業収益	—	—	1,269,776
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	30.7	1.4	32.1

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	381,189	19,157	400,346
II 連結営業収益	—	—	1,266,384
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	30.1	1.5	31.6

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	1,079,274	57,707	1,136,981
II 連結営業収益	—	—	3,816,181
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	28.3	1.5	29.8

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	1,132,234	63,879	1,196,113
II 連結営業収益	—	—	3,825,557
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	29.6	1.7	31.3

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 その他の地域に属する国は、中国であります。
 3 海外営業収益は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高およびその他の営業収入の合計額であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)		前連結会計年度末 (平成22年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,910.58円	1株当たり純資産額	1,905.97円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	76.76円	1株当たり四半期純利益金額	101.56円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	76.74円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	101.52円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	69,348	90,220
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	69,348	90,220
期中平均株式数(千株)	903,458	888,328
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	2	3
(うち少数株主利益)	(2)	(3)
普通株式増加数(千株)	203	317

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.40円	1株当たり四半期純利益金額	31.11円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	28.39円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	31.10円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	25,660	27,792
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	25,660	27,792
期中平均株式数(千株)	903,460	893,208
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	0	1
(うち少数株主利益)	(0)	(1)
普通株式増加数(千株)	257	373

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年10月7日開催の取締役会におきまして、第6期の中間配当を行うことについて次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………24,737百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………28円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年11月12日

(注) 平成22年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月13日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月13日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。